

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目

日本におけるスクールソーシャルワークの誕生と展開

氏 名

宮之原 弘

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的はわが国のスクールソーシャルワーク（以下「SSW」）の誕生をテーマとし、特に 1950 年代に高知市で活躍した福祉教員の教育実践から、わが国独自の SSW の発展のために知見と示唆を得ることである。2008（平成 20）年 4 月文部科学省は全国 141 の地域を指定し「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始した。児童生徒の心の問題のケアをするスクールカウンセラー（以下 SCr）とは異なり、児童生徒の問題行動等の背景にある家庭や地域等環境の問題に効果的に取組むために導入したものである。2013（平成 25）年で導入されて 5 年目になるが、学校現場ではすでに導入されている SCr や特別支援教育コーディネーターとの区別が未だに明確でなく、混乱さえ来たしている現状がある。スクールソーシャルワーカー（以下「SSWr」）とは一体何なのかは当初から大きな問題点であった。さらに SSW の効果を上げ定着させるかは SSW の死活問題にかかわることである。この 2 点が問題意識である。

序章では第 1 節で現代の学校教育問題について具体的に論じ、SSW の意義として①学校福祉としての SSW、②環境整備としての SSW、③ネットワーク支援としての SSW を明らかにした。さらに、先の 2 つの問題意識を受けて、本研究の具体的な研究課題として、①SSWr の実践者としての吟味、②SSW 体制の確立、③SSW 制度の確立の 3 点を掲げた。これらの課題に対する知見と示唆を得るために、高知県の福祉教員に注目したのは、わが国の SSW の前身として①これまで、長欠・不就学問題解決に向けて行われた教育制度の中で、先駆的で最も大きな効果を上げたこと、②「教育以前」の問題と闘いながら、同和教育の発展に貢献し、教科書無償化実現等大きな教育改革につないだ実績があったことの 2 つの理由からである。

そこで第 2 節でこれまで数少ない先行研究の課題を踏まえて、第 3 節で本研究での 2 つの視点と方法を掲げた。第一に明治から現代までの教育と福祉の関連の中で、わが国の SSW を位置付けていく視点である。児童生徒の問題行動等の背景には現実的に教育と福祉の両方の問題が複雑に絡んでおり、文部科学省も SSWr の資格として「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者」としているからである。その方法として、岡村（1975）の三段階論（教育特に義務教育と社会福祉の交

渉関連)を用いた。わが国は「行政というものが常に主導的な、また指導的な役割をもってきた」特殊な歴史があり(セクショナリズム)、具体的には文部省(現文部科学省)と厚生省(現厚生労働省)の交渉関連を検討した。

第二に生態学的視点である。先行研究(石倉 2007)ではシステム論により、福祉教員の実践を論じているが、ソーシャルワークの国際的な動向では、一般システム論は1960年代から1970年代に主流であったが、現代は生態学的視点(ecological perspective)に立っている。これは人間の発達は成長しつつある個人としての人間と環境の相互作用によるものとする。これを受けて具体的にSSWをミクロ(個人・集団レベル)、メゾ(学校・地域レベル)、マクロ(制度・政策レベル)の3つのレベルに分け、それぞれのマネジメント機能から検討する方法(山野 2006)をとった。第4節では論文の構成について説明した。

第1章では日本におけるSSWの黎明期として1886年から1970年までの教育と福祉の関連を整理し考察した。1886(明治19)年は義務教育が制度として確立された年であり、わが国のSSWの開始として位置付けられる。それは、義務教育制度がすべての就学児童生徒に利用され、学習の機会を持つためには、「教育機関自身が責任をもつとすれば、必然的にすべての児童・生徒の身体的・精神的・および経済的条件についての配慮を必要とする」(岡村 1975)のであり、これは教育制度自体のなかに社会福祉の機能を取り入れた(岡村 1975)もので、教育と福祉の関連の始まりとみることができるからである。また1970年以降は、SSWはほとんど見られず、山下英三郎のSSWが始まる1986まで空白期間となるからである。以下細かく3期に分けて考察した。

まず第1節(第I期)では明治から戦前までの時期で、教育と福祉が断絶した時期である。教育政策としては義務教育が整備されていった。その中で国家の責任(配慮)として欠食児童の給食や学用品の支給等福祉的な機能も見られるが、留岡(1940)が指摘するように、就学率の向上の努力の裏で、就学が不可能な児童生徒は免除する方法をとり、実質放置して顧みないものであった。一方福祉政策として、1874(明治7)年に本格的な救貧法としての恤救規則が制定され、1929(昭和4)年には救護法が制定されたが、「教育扶助」はなく、財政難のために、経済的な理由で就学が困難な児童生徒には、十分な措置はとられていなかった。むしろ、救貧政策の根底には「窮民は惰民であり、貧乏は惰民に原因する」という観念があったために(留岡 1940)、行政からサービスを受けることは、惰民を証明することになった。こうした教育と福祉の断絶は、「配慮を必要とする」児童生徒やその保護者にとって、教育を受ける機会からも、サービスを受ける機会からも閉め出される「二重の疎外」を生じる結果となった。

次に第2節(第II期)は戦後間もない時期で福祉から教育への歩み寄りを特徴とする。具体的には、1946(昭和21)年に生活保護法が改正され、1950(昭和25)年からあらたに「教育扶助」が設けられ、教育の機会が保障されるにいたった。また児童福祉法の成立の過程を調べると、生活の保障に加え「ひとしく教育をほどこされる」という文言や、「学校児童福祉員」の設置(任務は明らかにSSW)も考察されたが、いずれも文部省の軋轢で消滅していることが明らかになった。

第3節(第III期)は1950年以降で教育から福祉へ歩み寄った時期である。1956(昭和31)年一般児童生徒を対象とした学校給食の開始など就学保障のために様々な法律が整備されていった。福祉教員の実践はこの時期に展開された。まず福祉教員の誕生と成果について、実践記録、地方紙、自費出

出版物等を読み込むことによって整理し、福祉教員の意義と教育の成果を整理した。さらにこれを「福祉教員の支援方法」（マイクロレベル）、「福祉教員と支援体制」（メゾレベル）、「福祉教員と支援制度」（マクロレベル）から福祉教員の教育実践を考察し、多くの知見と示唆を得、本研究の3つの課題の結論を終章でまとめた。さらに1962年大阪のあいりん学園での「ケースワーカー」を取り上げ、学校内での協働の条件について考察した。

**第2章**は1986（昭和61）年から開始された山下英三郎氏のSSW開始から現在にいたるまでの教育と福祉の関連を考察した。1986年はわが国にとって有資格者によるSSWが初め導入された年で、本格的なSSWの開始という意味がある。第1節ではSSWに関する学術団体の設立の意義について考察した。当時日本は戦後非行の第三ピーク（1983年）を迎える前で全国的に校内暴力が吹き荒れていた。図らずも彼が担当したのは不登校の児童生徒であった。山下のSSWは世界のソーシャルワークの流れに沿ったものであり、子どもの権利条約に基づき「子どもの最善の利益」を第一とするものであった。したがって、不登校の児童生徒の「最善の利益」を考えた場合、必ずしも学校に行かせる必要はなく、当時教育委員会に理解を得られなかった。つまり、日本の義務教育に合わないアメリカ的な性格も浮き彫りにされた。しかし彼の実践は民間で多くの共鳴を受け、その後彼を中心に1999（平成11）年に「日本スクールソーシャルワーク協会」が設立され、わが国で最初のSSWの学術団体が誕生し多くの後継者として実践家や研究者を排出していった。一方で新たに、義務教育を保障するための支援として「学校ソーシャルワーク学会」が2006（平成18）年に発足し、SSWの研究や実践が盛んになり、現在に至っている。ところで、山下がSSWを開始して9年目に、文部省はスクールカウンセリング（以下「SC」）制度を導入した。「見切り発車」と批判されたこの政策は、当時校内暴力が収まらないまま、臨床心理士がソーシャルワーク的な仕事をしてきた実態が明らかになった。自ずとSSWとSCとの違いがみられ、第2節ではSSWと比較することにより「カウンセリングの限界」をまとめSSWの意義について考察した。第3節では、2003年度に学校教育の中で創設された新しい「教科」と「福祉科」を取り上げ、高校生に介護福祉士の資格を取得させる福祉教育の中に、SSWr養成の可能性を考察した。第4節では2007（平成19）年度に導入された特別支援教育についてまとめ、特に特別支援教育コーディネーターとSSWrを比較することにより、SSWrの特徴について考察した。第5節では文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業の経緯について整理し、SSWrの問題点を明らかにした。

**第3章**ではこれまでのSSWrの歴史を踏まえて、現代のSSWの実践的、理論的可能性について論じた。まず第1節では実践的可能性として社会問題となっている貧困問題と取り上げ、特にわが国における「子どもの貧困」の実態を明らかにし、SSWの可能性について考察した。その結果経済格差から教育格差が生じ、中でも母子家庭における子どもの教育権が侵害されている実態が明らかになった。「貧困－低学歴－低所得」というサイクルが繰り返され（貧困の世代間連鎖）、子どもは虐待によって傷つき、親は周囲からも孤立化して社会的にも排除されている現状も見られた。このような状況でのSSWの可能性として、一つ目に子どもの内面に目を向けてみると、貧困家庭の子どもは自尊心が明らかに低くないことがわかった。つまり貧困という不利な負い目や貧困による他者からの疎外や孤立といった悲惨な現状は極端に見えてこない。貧困という現状の中にあっても他者によって認められ、褒められる体験を積み重ねながら、自己肯定感を高め、自意識を育むことによって精神的に貧困

を克服するできる可能性が明らかとなった。二つ目に、貧困の連鎖を断ち切るために、学校を軸として学力をつけさせることである。茨木市の調査を取り上げ、学校が SSWr と連携し繰り返し家庭訪問をしたところ、全国学力試験の結果、正答率の落ち込みが少なくなったという結果が示された。さらに SSWr 配置校は SSWr 未配置校に比べ、教員が学校全体で子どものことを把握し取り組んでいこうとする気持ちが高まる結果も示された。加えて「反貧困」のための学習を勢力的に行っている高校の事例も取り上げた。ここでも、反貧困学習の支援の他、卒業後生徒をセイフティネットへつなぐ等、SSW の学校教育における可能性が示唆された。

第2節では、SSW の理論的可能性の考察として、わが国におけるこれまでの教育と福祉の関係を整理し、SSW の位置づけを考察した。教育と福祉の関係についての議論は戦前から見られるが、特に1970年代から小川利夫らによってさかんに論じられ、教育と福祉の谷間をうめその解決として「教育福祉論」が登場する。しかし、未だに定説化された定義はない。しかし、吉田(2012)らは、これまでの教育と福祉の関係を対立関係だけではなく、補完的、協働的な関係にも着目し、①教育の母胎としての福祉、②福祉の方法としての教育、③福祉における教育的支援、④教育における福祉的支援の4つの諸相に整理した。しかしこれら4つの諸相はいずれも「教育の自己完結」(文部科学省1988)に終わってしまうことに着目し、教育と福祉のあらたな融合とは何かを模索した。その結果、すべての子どもを対象とした教育と特別な教育を必要とする福祉を融合すること(山野2012)であることが明らかとなった。つまり、問題の発見から解決にいたるまで、学校という舞台に関係機関(福祉)を「巻き込み」ソーシャルワークを実践することである。ここでは教育と福祉の関係はあらたに「対等」な関係であり、その真の協働が生まれるのではないかと考察された。第3節では、第2節を受け SSW の役割と地位を明にし、あらたな「協働」について考察した。

第4章では現在の SSW を「巻き込んだ」実践の諸類型と今後の実践課題について論じた。第1節ではまず生態学理論から構築されたミクロシステム、メゾシステム、マクロシステムについて整理し、これまでの SSW と効果について大阪を事例に検証した。その結果、SSW は多くの教員たちに支持され、問題解決だけでなく教員の意識の向上にも効果があることが明らかとなった。しかし、SSW の3つのシステムの中でもマクロシステムが弱いことが示され、第2節ではマクロレベルの SSW の実際として公立学校における派遣型と配置型の SSW について、第3節では私立学校における SSW について論じ、今後の課題を明らかにし、第4節で実際の SSW の事例を取りあげその効果を検討した。第5節では、第2節で取り上げた全国調査を検討したところ、SSWr の資格がまちまちで、中には無資格の者も少なくないこと、SSWr の指導者であるスーパーバイザーの配置が少ないことが明らかになったことから、すべての類型の SSW に共通する実践課題として、SSW の養成の問題とスーパーバイザーの設置について具体的に論じた。

終章では、第1節で各時代のまとめと、序章において示した本研究の3つの課題である①SSWr の実践者としての吟味、②SSW 体制の確立、③SSW 制度の確立について、福祉教員の実践から得た知見と示唆をまとめた。さらに第2節で SSW の残された課題として、実践課題と研究課題をあげた。まず実践課題では私立学校独自の実践プロセスの構築を試案した。これまで SSW は公立学校を中心に実践されてきたが、私立学校においても必要である。しかし、学校組織が異なるために、私立学校独自の SSW が必要であることから、そのモデルを考案した。研究課題としては、本研究で福祉教員

の実践から SSW の発展のために多くの知見と示唆を得ることができたが、逆に SSW の独自性が明確にされていない。これは本論文の限界でもある。つまり SSW に福祉教育や同和教育とは異なった斬新な切り込み方がなければ、子どもがかかえるさまざまな諸課題を前に「立ち往生」する危険すらある。今後は過多くの教育実践を SSW の先行事例として再評価し、研究を続けていくことにより SSW の独自性を明らかにする必要がある。